

前文

目次

第二章 総則（第一条～第六条）

文化芸術推進基本計画等（第七条～第

七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条

～第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第

三十六条～第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の

中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壤を提供し、多様性を受け入れることができることで豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けることを確信する。

しかるに、現状を見るに、経済的な豊かさの中にあるながら、文化芸術がその役割を果たすことができるよう基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させることとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となつてい

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の基礎となる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためこの法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

この法律は、文化芸術が人間に多くの恵みをもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行ふ者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の

自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2

文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されなければならない。

3

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生ま

れる

こととともに、その地位の向上が図られ、その

能

力が十分に發揮されるよう考慮されなければならぬ。

4

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生ま

れ

ながらの権利であることに鑑み、国民がその

年

齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する

地

域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、

こ

これに参加し、又はこれを創造することができ

る

ような環境の整備が図られなければならない。

5

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、

我

が国及び世界において文化芸術活動が活発に

行

われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風

土

等を反映した特色ある文化芸術の発展が図ら

れ

なければならない。

我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図らなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第六条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第七条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第八条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第九条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十一条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十二条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十三条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十四条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十五条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十六条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

その他の措置を講じなければならない。

第六条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第七条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第八条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第九条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十一条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十二条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十三条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十四条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十五条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十六条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十七条 政府は、文化芸術に関する施

策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施

策の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

きは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならぬ。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興) 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞蹈その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これら芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術の制作に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るために、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るために、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の文化に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（圍碁、将棋その他、国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るために、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るために、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施

策を講ずるものとする。（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るために、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地元の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るために、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十六条 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。（芸術家等の養成及び確保）

第十七条 国は、文化芸術に係る創造的活動を行なう者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理者及び運営を行なう者、他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るために、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第二十一条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るために、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これら者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。（青少年の文化芸術活動の充実）

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るために、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これら者の文化芸術活動が活発に行われるよう環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。（青少年の文化芸術活動の充実）

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

るため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実) 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るために、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下「この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るために、著作権等に関する制度の整備、著作権等の侵害に関する対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十一条 国は、公共の建物等の建築に当たつては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十二条 国は、國民に身近な文化芸術施設等の配置等への支援、文化芸術に関する作品の記録及び保存への支援その他の必要な施

策を講ずるものとする。（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るために、これらの施設に關し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施

策を講ずるものとする。（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るために、これらの施設に關し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作

品等の記録及び保存への支援その他の必要な施

策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十七条 国は、國民に身近な文化芸術施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施

策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たつての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たつては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るために、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るために、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るために、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十五条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るために、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るために、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する

る重要な事項を調査審議させるため、条例で定めることにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七

三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一条 附 則 (平成三十一年四月一日から施行する。)

附 則 (令和元年六月七日法律第二六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (施行期日)